

山梨県公報

第四百六十四号

令和六年

四月十五日

月 曜 日

目次

告示

○電線共同溝を整備すべき道路の指定……………一四一

公告

○狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施……………一四一

告示

山梨県告示第百一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和六年四月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	茅野北杜葎 崎線	葎崎市水神二丁目五〇四二番一地从先から 葎崎市本町二丁目二〇七七番二地先まで

公告

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四十一条及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。

令和六年四月十五日

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

- 第一回 令和六年八月十七日(土)及び同月十八日(日)(いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。)午前九時二十分から午後四時まで
- 第二回 令和七年一月二十五日(土)及び同月二十六日(日)(いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。)午前九時二十分から午後四時まで

山梨県知事 長 崎 幸太郎

二 試験場所

甲府市和戸町千三百三番地山梨県立青少年センター

三 受験資格

法第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。

四 試験科目

- 適性試験 視力、聴力及び運動能力
- 知識試験 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識
- 技能試験 猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

五 受験手続

- 提出書類 次に掲げるものとする。
 - 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号。以下「規則」という。)第四十八条第一項に規定する免許申請書
 - 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可(以下「猟銃等の所持の許可」という。)を受けている場合にあっては、その許可証の写し
 - 猟銃等の所持の許可を受けていない場合にあっては、その者が法第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書(おおむね申請前六月以内のもの)
 - 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景の縦の長さ三・〇センチメートルかつ横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 一枚
- 狩猟免許申請手数料 五千二百円(法第四十九条各号に掲げる者にあつては、三千九百円。狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料の額に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)
- 提出方法 申請書その他の提出書類は、郵送又は持込により七の申請書の提出先に提出すること。

六 申請書の受付期間

- 1 第一回 令和六年五月二十七日（月）から同年六月二十六日（水）までの消印のあるものを有効とする。
- 2 第二回 令和六年十月二十八日（月）から同年十一月二十五日（月）までの消印のあるものを有効とする。
- 3 第一回及び第二回の試験の定員はそれぞれ百五十名とし、定員に達した場合
は、受付期間内であっても申請を受け付けない。
- 七 申請書の提出先 申請者の住所を管轄する山梨県林務環境事務所環境・エネルギー課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査等

- 一 適性検査の日時及び場所 住所を所管する山梨県林務環境事務所において確認すること。
- 二 適性検査の対象者 令和六年九月十四日まで有効の狩猟免許を有する者で、狩猟免許の更新を受けようとする者
- 三 適性検査の内容 視力、聴力及び運動能力
- 四 適性検査に併せて実施する講習の内容 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理
- 五 申請の手続
 - 1 提出書類 次に掲げるものとする。
 - (一) 規則第五十八条第一項に規定する免許更新申請書
 - (二) 第一の五(二)に掲げる書類
 - (三) 第一の五(三)に掲げる書類
 - (四) 第一の五(四)に掲げる書類
 - 2 狩猟免許更新申請手数料 二千九百円（狩猟免許更新申請書に二千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）
 - 六 申請書の受付期間 令和六年六月一日（土）から同月三十日（日）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで）。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。
 - 七 申請書の提出先 申請者の住所を管轄する山梨県林務環境事務所環境・エネルギー課
- 第三 問合せ先 山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課（電話〇五五―二二三―一五二〇）又は申請者の住所を管轄する山梨県林務環境事務所環境・エネルギー課